

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年12月10日
【会社名】	ビート・ホールディングス・リミテッド (Beat Holdings Limited)
【代表者の役職氏名】	最高経営責任者 チン・シャン・ワイ
【本店の所在の場所】	ケイマン諸島、KY1-1111、グランドケイマン、私書箱 2681、ハッチンズドライブ、クリケットスクウェア (Cricket Square, Hutchins Drive, P.O. Box 2681, Grand Cayman, KY1-1111, Cayman Islands)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 弦巻 充樹
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビル21階 King & Wood Mallesons法律事務所・外国法共同事業
【電話番号】	03-5218-6711 (代表)
【事務連絡者氏名】	弁護士 弦巻 充樹、岸 知咲、須貝 周平
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビル21階 King & Wood Mallesons法律事務所・外国法共同事業
【電話番号】	03-5218-6711 (代表)
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【提出理由】

本報告書は、2025年12月10日（香港現地時間）に、当社が、本邦以外の地域において新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行する旨を決定したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づき提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 有価証券の種類

新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権）

(2) 新株予約権の内容等

イ 発行数

45,000,000個（ ）

第三者割当の方法による。

割当予定先：レン・イー・ハン氏： 9,000,000個

Cantor Fitzgerald & Co. 36,000,000個

□ 発行価格

新株予約権1個当たり0.25円

ハ 発行価額の総額

11,250,000円

二 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

（イ） 株式の種類

当社普通株式

（ロ） 株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。

（ハ） 株式の数

- i 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式45,000,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。）。但し、ないしにより割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- ii 当社が本項ホ（ロ）の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、本項ホ（ロ）iiに定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- iii 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る本項ホ（ロ）ii(ii)及び(v)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

iv 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項ホ（口）ii(ii) に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

ホ 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

（イ）本新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権1個当たり金85円（本新株予約権の行使時の払込金額の総額 金3,825,000,000円）

（口）行使価額

本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初85円とする。但し、行使価額は以下のi又はiiの定めるところに従い修正又は調整されるものとする。

行使価額の修正

(i) 2025年12月29日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が受領された日（以下「修正日」という。）の属する週の前週の最終取引日（以下「修正基準日」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の94%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正基準日価額」という。）が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正される（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。）。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。別段の記載がなされる場合を除き、以下同じ。）。

但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が42.5円（以下「下限行使価額」といい、iiの規定を準用して調整される。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

(ii) 本項第(1)号により行使価額が修正される場合には、当社は払込みの際に、本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。

行使価額の調整

(i) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、(ii)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する（以下、調整された後の行使価額を「調整後行使価額」、調整される前の行使価額を「調整前行使価額」という。）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数}}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数}}{\text{既発行普通株式数}}}$$

(ii) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。但し、当社又はその関連会社（財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定義される「関連会社」を意味する。以下同じ。）の取締役その他の役員及び従業員に対するインセンティブとしての新株予約権、株式若しくはその他の有価証券又は権利の割当については、この限りではない。

(iv) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当による場合を含む。）（当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利の取得、転換又は行使による場合を除く。）。

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割又は無償割当により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割又は無償割当のための基準日（無償割当のための基準日がない場合には当該割当の効力発生日とする。）の翌日以降これを適用する。

(iv) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行（無償割当の場合を含む。）する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利を発行（無償割当の場合を含む。）する場合

調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当のための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに(iv) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、又はに基づく行使価額の調整が、上記の取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）にかかる調整が行われる前に実施された場合には、(a) 上記交付後の完全希薄化後普通株式数((v)に定義するものをいう。以下同じ。)が、上記交付の直前ににおける(iv) に定める既発行普通株式数を上回る場合に限り、調整後の行使価額は、当該超過する普通株式数を行使価額調整式の「新発行・処分普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(b) 上記交付後の完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の(iv) に定める既発行普通株式数を超えない場合は、(v) に定める調整は行わないものとする。

取得請求権付株式、新株予約権及びその他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の発行条件に基づき、当社普通株式1株当たりの対価（以下、(ii) において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（但し、本項に規定する希薄化防止条項に準ずる調整の場合を除く。）、かつ、当該下方修正等が行われた後の取得価額等が、当該下方修正が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における(iv) に規定する時価を下回る価額になる場合

(a) 当該取得請求権付株式等に関し、(v) による行使価額の調整が取得価額等修正日までに行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「新発行・処分普通株式数」とみなして、の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

(b) 当該取得請求権付株式等に關し、又は上記(a)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなされたときの完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正が行われなかった場合の(iv)に定める既発行普通株式数を上回る場合には、調整後の行使価額は、当該超過する普通株式数を行使価額調整式の「新発行・処分普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1ヶ月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

ないし の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の取締役会の承認（但し、の場合においては、取締役会及び株主総会の承認をいう。以下同じ。）を条件としているときには、ないし にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日（複数の機関の承認を条件とするときは最も遅い日になされた承認があった日）の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \end{array} \right] \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

(iii) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。また、行使価額の調整の結果、当該価額が株式1株の額面金額を下回ることになる場合には、行使価額の調整は行わず、その場合には、調整後の行使価額は額面金額とする。

(iv) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入するものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入するものとする。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、(ii)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (v) (ii)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における発行済当社普通株式数から、当該日において当社が有する当社普通株式数を控除した数とし、(a)((ii))においては当該行使価額の調整前に、(ii)又は(vi)に基づき「新発行・処分普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して(ii)又は(vi)に基づき「新発行・処分普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(b)((ii))においては(ii)又は(vi)に基づき「新発行・処分普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して(ii)又は(vi)に基づき「新発行・処分普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- (vi) (ii)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。
- 株式の併合、株式の種類の変更、資本金の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (vii) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が(i)に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。
- (viii) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、(ii)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

ヘ 本新株予約権の行使期間

2025年12月24日から2027年12月23日までとする。なお、行使期間最終日が香港において営業日でない場合は、香港におけるその前営業日を最終日とする。但し、組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要事項を当該期間の開始日の1か月前までに本新株予約権の新株予約権者に通知した場合における当該期間については、行使請求をすることのできないものとする。

ト 本新株予約権の行使の条件

（イ）割当予定先による行使制限措置

当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点（以下「本払込日時点」という。）における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」という。）を割当予定先に行わせないものとする。なお、今後当社が本新株予約権以外に別のMSCB等を発行し、かつ、その行使可能期間が重複する場合は、本新株予約権と当該別のMSCB等の行使数量を合算するものとする。上記にかかわらず、各暦月の総行使の限度（本払込日時点の上場株式数の10%）は、(i)Cantorについては本払込日時点の上場株式数の最大8%とし、また、(ii)レン氏については本払込日時点の上場株式数の最大2%とする。但し、当該配分はCantorとレン氏の合意により任意の暦月について調整することができ、その後の各暦月の初日に、自動的にそれぞれ8%及び2%にリセットされるものとする。

割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。当社は、割当予定先より本新株予約権の行使の請求を受けた都度、当該行使が制限超過行使に該当するか否か確認を行う。

(口) 取得条項（当社の要請による取得）

本新株予約権には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により残存する本新株予約権の全部又は一部の取得が可能である（当社の要請による取得）。

本新株予約権の払込期日の翌日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、本新株予約権者に対し、当該取得日の15歴日前までに通知又は公告を行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権1個あたり0.25円で取得することができる。発行価額相当額で取得が可能であることから、新株予約権価値の上昇による資金負担は生じず、本新株予約権発行後においても、更に有利な調達方法の検討や柔軟な資本計画の策定が可能となる。なお、取得条項は、別の有利な資金調達が実行できた場合に、発動することを想定している。

(ハ) 取得請求（本新株予約権者の要請による取得）

当社は割当予定先との間で締結予定の本買取契約において、次の要領で、新株予約権者の意思決定により残存する本新株予約権の全部又は一部の取得請求（本新株予約権者の要請による取得）を行うことができる旨を合意する予定である。

割当予定先が本新株予約権の行使期間の末日の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は本買取契約が解約された場合、当社は本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得するものとする。

チ 本新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価額のうちの資本組入額

4,500,000香港ドル（90,585,000円）（ ）

（ ）本新株予約権が全て行使された場合の見込額である。日本円は、1香港ドル=20.13円の換算率（株式会社三菱UFJ銀行の2025年11月28日現在の対顧客電信直物売買相場の仲値）により計算されている。

リ 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権は、当社取締役会の事前承認を得ることを条件に譲渡することが可能である。また、取締役会で当該譲渡を承認する場合は適時開示を行う。

なお、上記のとおり、当社取締役会の事前の書面による承認なく、本新株予約権を譲渡することができない。当社取締役会が当該譲渡を承認する場合には、本買取契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に承継させるものとする。

又 本新株予約権の取得の事由及び条件

- i 当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、当社取締役会が定める買戻し日の15暦日前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本新株予約権の払込金額相当額を支払うことにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。
- ii 当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が東証においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合は、当社は、実務上可能な限り速やかに準用される会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社取締役会が定める取得日に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。
- iii 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合、又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合は、当社は、実務上可能な限り速やかに準用される会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社取締役会が定める取得日に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。
- iv 当社は、当社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた場合、又は東証による監理銘柄への指定がなされ若しくは上場廃止が決定された場合は、上場廃止事由等が生じた日又は当該銘柄に指定された日若しくは上場廃止が決定された日から2週間後の日（休業日である場合にはその翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。

「上場廃止事由等」とは以下の事由をいう。

当社又はその関連会社若しくは子会社に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合

当社がその事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6ヶ月を経過する日までの期間において債務超過の状態を治癒できなかった場合

(3) 発行方法

割当予定先に対する第三者割当ての方法による。

割当予定先：レン・イー・ハン氏：	9,000,000個
Cantor Fitzgerald & Co.	36,000,000個

(4) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

レン・イー・ハン氏及びCantor Fitzgerald & Co.。

詳細は、下記(13)イ「1.概要」に記載のとおり。

(5) 募集又は売出しを行う地域

香港

(6) 提出会社が取得する手取金の総額並びに使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

イ 調達する資金の額

払込金額の総額	3,836,250,000円
発行諸費用の概算額	34,544,000円
差引手取概算額	3,801,706,000円

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額11.25百万円及び行使に際して払い込むべき金額3,825.0百万円を合算した金額である。なお、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、上記差引手取概算額は減少する。
2. 発行諸費用の概算額は、ケイマン法に関する助言を含む弁護士・アドバイザー費用、本新株予約権の価値算定費用、割当予定先関係者の調査費用、並びにその他事務費用（臨時報告書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等）の合計額である。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていない。
4. なお、上記の金額は本新株予約権が当初行使価額の85円で全て行使された場合を想定している。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する。

□ 使途ごとの内容、金額及び支出予定時期：

本第三者割当の差引手取概算額3,801,706,000円の具体的な使途については、次の通り予定している。

具体的な使途	金額（千円）	支出予定時期
BTCへの投資	226,706	2025年12月～2027年12月
BTCボンドの償還	1,060,000	2025年12月～2027年12月
借入金の返済	1,515,000	2025年12月～2027年12月
運転資金	1,000,000	2025年12月～2027年12月
合計	3,801,706	

(注) 1. 調達した資金については、実際に支出するまでは、銀行預金にて管理する。

2. 借入金の内、8,664千米ドル（1,357百万円）は、BTCの購入に使用している（当該借入金はBTCの購入資金に充てることを主な目的としている。）。

BTCへの投資

当社は、本年2月より当社の主要な準備金とするため、ビットコインを含む暗号資産や関連するETFへの投資を開始しており、当該投資活動を継続するための資金として使用する。

BTCボンドの償還

2025年7月29日付開示資料「マルチ・シリーズBTCボンドの引受契約の締結及び第1回BTCボンドの発行について」にてお知らせしたBTCボンドの償還に充当する。

借入金の返済

2025年7月16日付開示資料「リボルビング・クレジット・ファシリティーからの借入れの一部返済について」にてお知らせした借入金の返済に充当する。

運転資金

当社の運転資金の日々の平均額は、約41百万円（人件費8百万円、オフィス賃料4百万円、監査法人及び弁護士等の専門家費用24百万円、保険料3百万円、及びその他の費用2百万円）を予定している。2025年12月～2027年12月までに必要となる経常的経費支出に対し充当し、当社の資金繰りの安定化を図る。

なお、予定どおりの資金を調達できなかった場合、運転資金及び借入金の返済への充当を優先し、次に、BTCの価額及びBTCボンドの返済期日を考慮した上で、BTCへの投資、又はBTCボンドの償還への充当の可否を判断したいと考えている。

(資金使途の合理性に関する考え方)

本第三者割当により調達した資金を、上記に記載の使途に充当することで、当社はこの先2年分の運転資金を確保できる予定である。現時点では、当社の財務諸表への注記「継続企業の前提に関する事項」に記載のとおり、当社の事業から運転資金を貯うことが難しい状況である。そのため、BTCへの投資（追加購入）と保有量の増加を実現することで、まずは、当社の財務状態の安定化を図り、次のステップとしては、投資会社として投資による利益を計上できる基盤を築くことで、黒字化を目指したいと考えている。これらは、企業価値の向上を目指すものであり、当社の既存株主の皆様の利益に資する合理性があるものと考えている。なお、BTCの価格はボラティリティが大きく、価格変動リスクが存在する。価格が想定に反して下落した場合、当社保有のBTC価値が減少し、含み損が生じる可能性がある点にはご留意いただく必要がある。しかしながら、BTCの価格は短期的には上下するが、過去10年にわたり長期的には上昇しており、当社としては、BTCが優れた金融資産であり、長期的な安定性を提供しインフレ対策に相応しい価値の保存手段であると考えている。そのため、当社は、BTCの短期的な価格にかかわらず、売却することなく保有を継続することで、将来的には現在の価値を上回ると見込んでいる。また、今後もBTCの保有残高を四半期ごとに価値を時価評価する予定であり、リスクが顕在化した場合においては、当社はその都度当社が許容できるリスク範囲を検証しながら対応を検討する。

(7) 新規発行年月日

2025年12月23日（香港時間）

(8) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称
該当事項なし

(9) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の場合の特記事項

イ 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

上記(2)ニに記載したとおり。

2. 行使価額の修正

上記(2)ホ「(口)行使価額」に記載した条件で行使価額は修正される。

3. 行使価額の修正頻度

行使の際に上記(2)ホ「(口)行使価額」に記載した条件に該当する都度、修正される。

4. 行使価額の下限

当初行使価額の 50% (0.1円未満切上げ)。但し、当社が時価以下で株式を発行する場合や株式分割等を行うことにより行使価額が調整される場合等に調整される場合がある。

5. 割当株式数の上限

45,000,000株（全ての本新株予約権が行使された場合における2025年12月10日現在の当社発行済株式の総数182,035,577.63株に対する割合は24.72%）。但し、当社が株式分割等を行う場合に調整される場合がある。

6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額）

本新株予約権の発行価額の総額11,250,000円に下限行使価額である42.5円で本新株予約権全部が行使された場合の1,912,500,000円を合算した金額である1,923,750,000円（但し、本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性がある。）。

7. 当社の請求による本株予約権の取得請求

本新株予約権には、当社の決定により、本新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている。詳細は、上記(2)ト「(口)取得条項（当社の要請による取得）」に記載のとおり。

8. 本新株予約権の保有者による本新株予約権の取得請求

本新株予約権には、本新株予約権者が当社に対して、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することを可能とする条項が設けられている。詳細は、上記(2)(ト)「(ハ)取得請求（本新株予約権者の要請による取得）」に記載したとおり。

□ 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由

1. 募集の目的及び理由

当社の2025年7月29日付開示資料「マルチ・シリーズBTCボンドの引受契約の締結及び第1回BTCボンドの発行について」にてお知らせしたとおり、マルチ・シリーズBTCボンドにより、当社は、調達資金をBTCの購入のみに充当する一連のボンドを最大50億円発行することができる。また、未償還のボンドの総額は50億円を超えることはない。但し、発行済みマルチ・シリーズBTCボンドの一部又は全部を償還することにより、総額50億円の範囲内で新たなマルチ・シリーズBTCボンドを発行することが可能であり、これにより、当社は当該ボンドの発行により50億円を超える資金を調達することができ、発行後の市場環境により一時的に本新株予約権の行使が抑制される状況下においても、50億円を超えるBTCを取得することも可能となる。

BTCの価格は短期的には上下するが、長期的には上昇しており、多くの投資家はエクスポートヤーを高める戦略的な機会と捉えている。当社としても、中長期的に企業価値をさらに高めていくには良いタイミングであると認識している。当社は、BTCの保有量の増加及びボンドの返済、並びに当社の運転資金ニーズに柔軟に対応することを可能とするため、短期間でより多くの資金を調達する最も迅速な方法であると考え、レン氏及びCantorに対して本新株予約権を発行することを決定した。

2. 本資金調達の概要及び選択理由

a. 本資金調達の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し、行使価額修正条項付き新株予約権を第三者割当の方法によって割り当て、割当予定先による新株予約権の行使に伴う行使価額の払込により当社の資本が増加する仕組みになっている。

当社が割当予定先との間で締結する本引受契約には、上記(2)トに記載した内容が含まれている。

b. 本資金調達の選択理由

今回の資金調達は、割当予定先に対し本新株予約権を割り当て、その行使により、BTCへの更なる投資額の増加、ボンドの償還及び当社の運転資金をサポートするものである。

上記1.に記載した当社の状況を踏まえ、様々な資金調達のための手法について比較検討を行っていたところ、H.a.N Groupから本新株予約権の発行による本資金調達の提案を受けた。当社は、以下の「(本第三者割当の特徴)」及び「(資金調達方法を選択した理由)」に記載されている点を総合的に勘案した結果、H.a.N Groupより提案を受けた本第三者割当は、本新株予約権の発行により、株価に対する一時的な影響を抑制し資金調達をすることが期待できることから、現時点での最良の選択肢であると判断した。

本第三者割当による資金調達の実施により、BTCへの投資額を増加させることで、当社の中長期的な企業価値の向上、引いては既存株主の利益の増大を目指している。

(本第三者割当の特徴)

本新株予約権による資金調達は、以下の特徴があると考えている。

(i) 行使価額の修正

本新株予約権は、行使価額修正条項付であり、次の要領で権利行使価額が修正される。

本新株予約権の当初行使価額は、発行決議日の前取引日終値と同値の85円となっている。

行使価額は、各行使請求日の属する週の前週の最終取引日の終値の94%に相当する金額（0.1円未満切上げ）に修正される。但し、当該金額が42.5円を下回る場合、42.5円が行使価額の下限となる。Cantorは、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式について、Cantor又はその関係会社が海外機関投資家であると合理的に認識している者に対し、市場外で売却する意向を有している。また、Cantorは、本新株予約権の行使に際して、つなぎ売りを目的とした株式の借受予定はないため、行使代金の払込みを行ってから株券の受渡が行われるまでの2営業日間の株価変動リスクを織り込んだ範囲で行使を行っていくことになるが、一定期間行使価額が固定され、その間に株価が行使価額から上方に乖離した場合、株価変動リスクの許容範囲が広がり、より積極的に行使を行うことが可能となる。一方で、行使価額を固定する期間が過度に長い場合、株価が行使価額よりも大きく上方で推移した際に資金調達金額を増大させる株価上昇メリットを十分に享受することができず、また、株価が行使価額を下回って推移した場合には割当予定先の経済合理性の観点から資金調達が実現する可能性が極めて低くなることが想定される。このような想定を考慮した上で割当予定先と協議を行った結果、週次による行使価額の修正を採用するに至った。なお、週次の行使価額修正にかかる参照株価については、特定の曜日の終値とするよりも一般的であり、行使連絡の取次にかかる手続上最も平明であると考えられる各週の最終取引日を修正基準日として設定している。なお、修正基準日に係る修正後の価額が、修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額を下回る可能性があるが、行使価額が下限行使価額を下回ることはない。

下限行使価額は当初行使価額の50%（0.1円未満切上げ）である。

(ii) 行使に際して発行される株式数の固定

本新株予約権は、上記(i)のとおり、行使価額は修正されるが、本新株予約権1個当たりの発行株数は1株と固定されており、本新株予約権の権利行使に伴う発行株数45,000,000株は修正されないことから、希薄化率は24.72%（本新株予約権の行使により交付される株式の議決権のみを考慮した希薄化率となる。）と固定されており、今後の当社株価の下落等の要因によっても発行する株式数に変更はなく、希薄化率は一定となる。なお、行使期間中に全て行使されない場合や、取得条項や取得請求により本新株予約権が取得による消却がなされた場合は、発行される株式数が減少する。

(iii) 取得条項（当社の要請による取得）

本新株予約権には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により残存する本新株予約権の全部又は一部の取得が可能である（当社の要請による取得）。

本新株予約権の払込期日の翌日以降、当社取締役会が本新株予約権の取得する日を定めたときは、本新株予約権者に対し、当該取得日の15歴日前までに通知又は公告を行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権1個あたり0.25円で取得することができる。発行価額相当額で取得が可能であることから、新株予約権価値の上昇による資金負担は生じず、本新株予約権発行後においても、更に有利な調達方法の検討や柔軟な資本計画の策定が可能となる。なお、取得条項は、別の有利な資金調達が実行できた場合に、発動することを想定している。

(iv) 取得請求（本新株予約権者の要請による取得）

当社は割当予定先との間で締結予定の本買取契約において、次の要領で、新株予約権者の意思決定により残存する本新株予約権の全部又は一部の取得請求（本新株予約権者の要請による取得）を行うことができる旨を合意する予定である。

割当予定先が本新株予約権の行使期間の末日の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は本買取契約が解約された場合、当社は本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得するものとする。

(v) 譲渡制限

本新株予約権は、当社取締役会の事前の書面による承認を得ることを条件に譲渡することが可能である。また、取締役会で当該譲渡を承認する場合は適時開示する。

なお、上記のとおり、当社取締役会の事前の書面による承認なく、本新株予約権を譲渡することはできないが、当社取締役会が当該譲渡を承認する場合には、本買取契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に承継させるものとする。

(vi) 割当予定先による行使制限措置

当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項ないし第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の発行に係る払込日時点（以下「本払込日時点」という。）における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」という。）を割当予定先に行わせないものとする。なお、今後当社が本新株予約権以外に別のMSCB等を発行し、かつ、その行使可能期間が重複する場合は、本新株予約権と当該別のMSCB等の行使数量を合算するものとする。上記にかかわらず、各暦月の総行使の限度（本払込日時点の上場株式数の10%）は、(i)Cantorについては本払込日時点の上場株式数の最大8%とし、また、(ii)レン氏については本払込日時点の上場株式数の最大2%とする。但し、当該配分はCantorとレン氏の合意により任意の暦月について調整することができ、その後の各暦月の初日に、自動的にそれぞれ8%及び2%にリセットされるものとする。

割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。当社は、割当予定先より本新株予約権の行使の請求を受けた都度、当該行使が制限超過行使に該当するか否か確認を行う。

(vii) 行使停止

本買取契約において、行使停止条項が定められる予定である。当社は、一定の条件に基づき、割当予定先に対して通知することにより、当社の裁量により、本新株予約権の行使を停止し、その後、当社の裁量により、停止を解除し行使の再開を許可することが可能であるため、株式発行による需給悪化懸念に一定の配慮をした設計となっている。なお、本新株予約権の行使を停止すること及びその後停止を解除し行使の再開を許可することを決定した場合は適時適切に開示する。

なお、上記(v)のとおり、当社取締役会の事前の書面による承認なく、本新株予約権を譲渡することはできないが、当社取締役会が当該譲渡を承認する場合には、本買取契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に承継させるものとする。

また、本新株予約権による資金調達は、以下のメリットがあると考えている。

本新株予約権の目的である当社普通株式の数は45,000,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、希薄化の規模が固定されている。

新株予約権の発行であれば、権利行使期間にわたった行使が平準的に行われることが想定されることから、新株式の発行と比べ、希薄化が即時に生じる可能性が低いと考えられる。

当社株価が行使価額の下限を上回っている状況下においては、権利行使が促進され当社が必要とする資金の調達が可能となる。

行使価額が下方のみではなく、上方にも修正される仕組みであることから、行使価額が固定されている新株予約権に比べ、株価の上昇局面においては、調達することのできる金額が増加する。

当社の意思決定により本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権1個あたり0.25円で取得することが可能なため、より有利な資金調達方法が見つかった場合は、本新株予約権の取得・消却が可能である。

一方、本新株予約権による資金調達のデメリットは次のようになる。

本新株予約権の行使により付与された当社株式が売却されることとなる結果、一定の売り圧力が市場に生じてしまい、株価の下落局面では更なる下落もありえる。なお、株式流動性の低い状況では、株価下落リスクはより高まることとなる。

当社株価が下限行使価額を下回る場合には権利行使がされないことにより、当社の予定する資金が調達できず、事業運営に支障をきたす恐れがある。なお、割当予定先は、本新株予約権の行使期間の末日の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、当社は残存する本新株予約権の全部を取得するものとされている。

株価の下落局面では、本新株予約権の行使価額が下方修正されることにより、調達額が当初予定額を下回る可能性がある。但し、行使価額は下限行使価額を下回ることはない。

以上の点がデメリットではあるものの、割当予定先は本新株予約権の行使により付与された株式につき市場動向を勘案しながら売却する方針であり、市場への影響を常に留意すると伺っているので、デメリットとして挙げた前述のことはある程度緩和されるものと考えている。下限行使価額を下回る場合には権利行使がされず、デメリットがあるものの、当社株価が行使価額の下限を上回っている状況下においては権利行使が促進され、当社が必要とする事業資金及び運転資金の確保が可能となることから、本新株予約権の発行を決定した。

（他の資金調達方法との比較）

資金調達の選択肢として、直接金融と間接金融の両方を検討したが、金融機関からの借入等の間接金融については、当社の財務諸表には「継続企業の前提に関する注記」（2024年12月期）が付されていることから、現状では間接金融による資金調達は困難と判断し、選択肢から外している。

次に、直接金融による資金調達（公募増資、株主割当増資、第三者割当増資）を検討したが、上記「継続企業の前提に関する注記」により、公募増資や株主割当増資を含む広く投資家を募る方法による資金調達は、当社にとって難しい状況である。そのため、公募増資や株主割当増資を選択肢から外した。

その間、H.a.N Groupより本新株予約権を発行することで、資金を一部調達することについて提案を受け、割当予定先との交渉の結果、今般、本新株予約権の発行を決定した。

ハ 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取り決めの内容

本引受契約には、上記(2) (ト) に記載した内容が含まれている。

二 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当なし

ホ 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

該当なし

ヘ その他投資者の保護を図るため必要な事項

本引受契約において、割当予定先は、当社の事前の承諾なく、本新株予約権を譲渡できない旨が定められている。

本引受契約を締結後、(i) 本新株予約権の全部の行使が完了した日、(ii) 当社が本新株予約権の全部を買戻した日、(iii) 本新株予約権の権利行使期間の満了日、(iv) 本引受契約が解約された日、のいずれか先に到来する日までの間に、当社は、割当予定先の書面による承認を受領することなく、割当予定先以外の当事者とエクイティー又はエクイティーに関連するファイナンシングに係る協議、交渉又は契約の締結をしてはならないものとする。なお、当該承認は不当に遅延、保留、又は拒否されないものとする。但し、単年に累計で各年度（初年度は、取締役会決議日に始まり、次年度以降同じ周期とする）の末日時点における発行済株式総数の5%を超えない範囲で、当社又は当社の子会社の取締役、役員、従業員、コンサルタント、投資家又は債権者を対象として、ストック・オプション、株式又はその他の有価証券を発行する場合には、適用されない。

ト 金融商品取引法施行令1条の7に規定する譲渡制限に関する制限その他の制限が付されている場合にはその内容

該当事項なし

(10) 本新株予約権証券を取得しようとする者の名称等

レン・イー・ハン氏及びCantor Fitzgerald & Co.

詳細は下記(13) (イ) 「1. 概要」に記載したとおり。

(11) 出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者と提出会社との間の関係

下記(13)イ「1. 概要」に記載したとおり。

(12) 保有期間その他の当該新株予約権証券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

上記(2)トに記載したもの以外は該当なし。

(13) 第三者割当の場合の特記事項

イ 割当予定先の状況

1. 概要

レン氏の概要

(1) 名前	レン・イー・ハン氏	
(2) 住所	North Point, Hong Kong	
(3) 職業又は役職	会社役員	
(4) 当事会社間の関係	資本関係	当社の主要株主
	人的関係	-
	取引関係	当社のビットコイン・トレジャリー・ボードのチエアマン、当社の債権者、当社の持分法適用会社の株主・取締役

Cantorの概要

(1) 名称	Cantor Fitzgerald & Co.																					
(2) 本店所在地	110 EAST 59TH STREET, 4TH FLOOR, NEWYORK, NY 10022																					
(3) 代表者の役職・氏名	Pascal Bandelier, Co-Chief Executive Officer Sage Kelly, Co-Chief Executive Officer Christian Wall, Co-Chief Executive Officer																					
(4) 事業内容	証券業																					
(5) 資本金	337.5百万米ドル（52,863百万円）（2024年12月31日現在） (注1)																					
(6) 設立年月日及び国	米国、1992年9月25日																					
(7) 発行済株式数	-																					
(8) 決算期	12月31日																					
(9) 従業員数	750名（2025年11月12日現在）																					
(10) 主要取引先	法人																					
(11) 主要取引銀行	-																					
(12) 大株主及び持株比率	CFS CF & CO I HOLDINGS, L.P. 94.00% CFGM CF & Co Holdings LLC 5.00% CFLP CF & Co I Holdings, L.P. 1.00%																					
(13) 当事会社間の関係	<table border="1"> <tr> <td>資本関係</td><td colspan="2">当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はない。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はない。</td></tr> <tr> <td>人的関係</td><td colspan="2">当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はない。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はない。</td></tr> <tr> <td>取引関係</td><td colspan="2">当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はない。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はない。</td></tr> <tr> <td>関連当事者への 該当状況</td><td colspan="2">当該会社は、当社の関連当事者には該当しない。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しない。</td></tr> </table>		資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はない。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はない。		人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はない。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はない。		取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はない。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はない。		関連当事者への 該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しない。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しない。									
資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はない。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はない。																					
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はない。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はない。																					
取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はない。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はない。																					
関連当事者への 該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しない。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しない。																					
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 百万円（百万米ドル）(注2)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>決算期</th><th>2022年12月期</th><th>2023年12月期</th><th>2024年12月期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融資産</td><td>657,329 (4,196.7)</td><td>783,432 (5,001.8)</td><td>709,972 (4,532.8)</td></tr> <tr> <td>総資産</td><td>1,925,515 (12,293.4)</td><td>2,043,834 (13,048.8)</td><td>2,262,317 (14,443.7)</td></tr> <tr> <td>純資産(総パートナー資本及 び劣後負債)</td><td>64,610 (412.5)</td><td>65,910 (420.8)</td><td>79,787 (509.4)</td></tr> <tr> <td>総資本</td><td>1,925,515 (12,293.4)</td><td>2,043,834 (13,048.8)</td><td>2,262,317 (14,443.7)</td></tr> </tbody> </table>		決算期	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期	金融資産	657,329 (4,196.7)	783,432 (5,001.8)	709,972 (4,532.8)	総資産	1,925,515 (12,293.4)	2,043,834 (13,048.8)	2,262,317 (14,443.7)	純資産(総パートナー資本及 び劣後負債)	64,610 (412.5)	65,910 (420.8)	79,787 (509.4)	総資本	1,925,515 (12,293.4)	2,043,834 (13,048.8)	2,262,317 (14,443.7)
決算期	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期																			
金融資産	657,329 (4,196.7)	783,432 (5,001.8)	709,972 (4,532.8)																			
総資産	1,925,515 (12,293.4)	2,043,834 (13,048.8)	2,262,317 (14,443.7)																			
純資産(総パートナー資本及 び劣後負債)	64,610 (412.5)	65,910 (420.8)	79,787 (509.4)																			
総資本	1,925,515 (12,293.4)	2,043,834 (13,048.8)	2,262,317 (14,443.7)																			

(注1) 米国証券取引委員会(U.S. Securities and Exchange Commission)規則に基づく、ネット・キャピタルを記載している。上記表の各円換算額については、2025年11月28日における米ドルに対する日本円の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場（仲値）1米ドル=156.63円で換算の上、小数点以下第1位を四捨五入している。

(注2) 上記「最近3年間の経営成績及び財政状態」に記載の内容は、割当予定先のCantor Fitzgerald & Co.が米国証券取引委員会(U.S. Securities and Exchange Commission)に報告を行っている財務内容を基に記載している。また、当該財務内容は米国会計基準(US-GAAP)に基づくため、本邦会計項目に相当する内容を記載している。なお、Cantorはパートナーシップ制の会社であるため、売上及び利益に相当する項目については、パートナーとの守秘義務契約により、非開示となる旨、回答を受けている。

2. 割当予定先の選定理由

当社は、2025年5月30日付開示資料「株主提案の受領に関するお知らせ」にてお知らせした株主提案をH.a.N Groupより受領した後、複数の証券会社・ファンドとの間で、ファイナンシング（資金調達）のオプションについて検討を開始した。その後、当社は、2025年7月11日付開示資料「株主提案の受領に関するお知らせ」及び2025年7月15日付開示資料「株主提案の訂正版の受領に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、H.a.N Groupより新たにH.a.N 提案を受領した後、レン氏及び複数の証券会社・ファンドとの間で、新株予約権の行使価額の修正条項、その他の条項について交渉を重ねた結果、最終的にH.a.N 提案の提案株主であるレン氏、及びレン氏と共にH.a.N 提案と概ね同様の条件にて、レン氏と共に本第三者割当を引受けることについて同意いただいたCantor に本新株予約権を割り当てる 것을決定した。

レン氏は、H.a.N 提案の提案株主であり、以前、当社の取締役会長/CEOを務めていたことから当社の事業に関する知識と理解を有しており、現在、当社のビットコイン・トレジャリー・ボードのチアマンを務めている。また、本年7月末には、マルチ・シリーズBTCボンドの第1回 BTCボンドを引受け、当社の資金ニーズをサポートしており、本新株予約権を速やかに引き受けけるための十分な資金を個人的に保有している。

また、当社は、過去にキャンターフィッツ杰ラルド証券株式会社より第三者割当の引受先の紹介を受けたことがあり、Cantor Fitzgerald & Co.は、米国を拠点とする大手金融グループであるCantor Fitzgerald Groupの中核企業である。Cantor Fitzgerald Groupは、1945年の創業以来、世界有数の金融機関としてグローバル資本市場において確固たる地位を築いており、現在では世界30カ国に約200の拠点を展開している。同グループは、債券・株式・投資銀行業務に加え、近年ではビットコインをはじめとするデジタルアセット分野においても、先進的な取り組みを通じて市場における存在感を高めている。2025年2月には、長年にわたり同グループを率いてきたハワード・ラトニック氏が米国商務長官に就任したことを受け、ブランドン・ラトニック氏を会長とする次世代経営体制が敷かれ、グループ全体でさらなる事業戦略の強化が進められている。

Cantor Fitzgerald & Co.は、米国政府より特別な資格を付与されたプライマリー・ディーラーとして、連邦準備銀行から直接米国債を引き受ける取引を行うことが可能である。また、同社は世界最大級のステーブルコイン・プロジェクトにおいて、米国国債を主とする準備資産の管理業務に関与しており、法定通貨担保型デジタル資産の安定性を支える重要な役割を果たしている。これにより、伝統的な国債市場とデジタル資産市場を結びつける、極めて稀有かつ戦略的なポジションを確立している。

当社は、今後のビットコイン戦略を推進するにあたり、米国及び国際市場における強固なネットワーク、デジタルアセット分野における豊富な実績、並びに高い信頼性を有する執行力を備えたCantor Fitzgerald Groupの当社の資金調達（純投資）への参画が、当社事業の拡大及び国際的な信用力の向上に資するものと確信している。

また、Cantorは、著名な暗号資産関連企業やビットコイン戦略を採用する企業に対して初期段階からファイナンスを実施しており、当社にとっても将来的に成長フェーズに応じた多様な資金調達手法へのアクセスが期待できると考えている。

加えて、Cantorは、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式について、Cantor又はその関係会社が海外機関投資家であると合理的に認識している者に対し、市場外で売却する意向を有している。これにより、海外機関投資家による当社への投資機会の拡大が期待される。

3. 割り当てようとする株式の数

当社が、割当先に割り当てる本新株予約権は合計45,000,000個であり、その目的である当社普通株式の数は45,000,000株である。

4. 本新株予約権の保有方針

割当予定先との間で、本新株予約権の行使により取得する当社株式について、継続保有及び預託の取り決めはない。なお、本新株予約権の行使後の当社株式に関する割当予定先の保有方針は純投資である旨、割当予定先から口頭で確認している。

本新株予約権が全て行使され、割当予定先が行使により取得した株式（本新株予約権の全ての行使により取得する株式数、並びに現在保有する普通株式及び優先株式の合計数：227,035,577.63株）を売却しない場合、レン氏及びCantorの保有割合はそれぞれ22.46%及び15.86%となり、レン氏は、大株主順位第2位の株主となる。ただ、上記のとおり割当予定先が本新株予約権を引受ける目的は純投資のため、当社としては、当社の事業への影響はないものと考えている。

5. 払込みに要する資金等の状況

当社は、レン氏から証券会社が発行する明細書を受領することにより、本新株予約権の発行に係る払込金額及び本新株予約権の権利行使資金を担保するための資産の存在を確認した。本新株予約権の権利行使資金につきましては、取得した株式を売却し、売却資金をもって、権利行使を繰り返す方針であることの説明をレン氏より、口頭にて説明を受けている。また、Cantorについては、上記のとおり、同社は米国を拠点とする大手金融グループであるCantor Fitzgerald Groupの中核企業であり、割当予定先の本新株予約権の発行に係る払込み及び本新株予約権の行使に要する資金について問題はないものと判断している。

6. 割当予定先の実態

当社は、レン氏が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（東京都港区赤坂2-8-11、代表取締役 羽田寿次氏）に調査を依頼した。その結果、レン氏について、反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はなかった。以上のことから、当社はレン氏が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出している。

また、Cantorは、米国において米国証券取引委員会（U.S. Securities and Exchange Commission）及び米国商品先物取引委員会（Commodity Futures Trading Commission）の監督及び規制を受ける証券会社である。日本においては、割当予定先の関連会社であるキャンターフィッジェラルド証券株式会社が第一種金融商品取引業の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けている。以上のような、割当予定先の属するグループが外国の監督及び規制のもとにあることについて、当社は、割当予定先の米国証券取引委員会(U.S. Securities and Exchange Commission)における登録情報等で確認するとともに、本第三者割当の斡旋を行うキャンターフィッジェラルド証券株式会社へのヒアリングにより確認している。以上から、割当予定先並びにその役員及び主要株主は反社会的勢力等の特定団体等に該当しないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出している。

□ 譲渡制限

本新株予約権は、当社取締役会の事前の書面による承認を得ることを条件に譲渡することが可能である。また、取締役会で当該譲渡を承認する場合は適時開示する。

なお、上記のとおり、当社取締役会の事前の書面による承認なく、本新株予約権を譲渡することはできないが、当社取締役会が当該譲渡を承認する場合には、本買取契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に承継させるものとする。

八 発行条件に関する事項

1. 発行価格の算定根拠及び発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権の割当予定先との間で締結予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者者評価機関である株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際」といいう。）に依頼した。赤坂国際は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び本買取契約の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを適用して算定を実施するものとした。また、赤坂国際は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件及び評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、当社株式の流動性、及び割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（割当予定先の新株予約権行使及び株式売却の際に負担する株式処分コストが発生することを含む。）を置き、本新株予約権の評価を実施している。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額（本新株予約権1個につき0.38円）を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の発行価額を当該評価額と同額の0.38円としている。また、本新株予約権の行使価額については当初、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日（2025年12月9日）の東証終値85円と同額の85円としている。本新株予約権の当初行使価額の算定方法について、取締役会決議日の直前取引日の終値85円としたのは、当社の業績動向、当社の株価動向、具体的な使途、支出額、支出予定期間、本新株予約権の行使により発行される株式数及び割当予定先の保有方針等を考慮しつつ、割当予定先との交渉の結果、新株式の発行及び自己株式の処分に関する日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」の考え方方に準じて、直近の株価を基準とすることが公正妥当であると判断したことによるものである。その後の行使価額も、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の属する週の前週の最終取引日の当社普通株式の普通取引の終値の94%に相当する金額に修正されるものの、その価額は本新株予約権の下限行使価額である42.5円を下回ることはない。なお、下限行使価額は、発行決議日直前取引日の終値（85円）の50%に相当する金額で設定されており、最近1か月間、3か月間、6か月間の終値の単純平均値（105.1円、116.3円、117.1円）と比べても過度に低い水準ではないことから、特に不合理な水準ではないと考えている。また、当社は、かかる行使価額は、同種の資金調達案件と比較検討し、割当予定先と協議して決定したものであり、本資金調達の規模に対し、資金調達の蓋然性を高めるためには、合理的な水準であると考えている。

また、本新株予約権の発行価額が有利な金額による発行に該当しないことを含む適法性については、独立社外取締役にて構成される監査委員会が適法であると判断する旨の意見書を取締役会に提出のうえ、本日、取締役3名全員が当該発行価額は特に有利な金額による発行に該当しないことを含め適法であると判断する旨の意見を表明している。

2. 有利発行に該当しないものと判断した根拠

当社は、本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、発行価額が算定結果である評価額と同額であるため、本新株予約権の払込金額は特に有利な金額に該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断した。

二 大規模な第三者割当に関する事項

本第三者割当により割当予定先に対して割り当てられる本新株予約権の目的となる株式数は45,000,000株であり、同株式に係る議決権の数は45,000,000個であるため、全ての本新株予約権が行使された場合には、2025年12月10日現在の当社の発行済株式総数182,035,577.63株に対する比率は24.72%、同日現在の当社の議決権総数182,035,577.63個に対する比率は24.72%となり、一定の希薄化が生じるが、大規模な第三者割当には該当しない。

ホ 第三者割当後の大株主の状況

本新株予約権の第三者割当後の大株主の状況は以下のとおりである。

募集前	住所	株式 の種類	所有株式数 (株)	所有割 合
KHOO JIE XIONG *	KEW DRIVE, SINGAPORE	普通株式	6,061,980	33.30%
LAI MAN KON	CAUSEWAY BAY, HONG KONG	普通株式	4,442,223	24.40%
LIAN YIH HANN * (レン・イー・ハン)	NORTH POINT, HONG KONG	普通株式 及び 優先株式	4,200,001	23.07%
PHILLIP SECURITIES CUSTOMER	東京都中央区日本橋兜町4-2	普通株式	339,664	1.87%
HAITONG INT SEC-CL AC-10 PCT	東京都新宿区新宿6-27-30	普通株式	308,107	1.69%
原野 直也	東京都港区	普通株式	179,000	0.98%
CBHK-CATHAY SECURITIES CO	東京都新宿区新宿6-27-30	普通株式	133,901	0.74%
BANK JULIUS BAERAND CO.SGP CLIENTS	東京都中央区日本橋本石町1- 3-2	普通株式	63,500	0.35%
ナカヤマ マサキ	和歌山県有田市	普通株式	54,996	0.30%
ハサタニ シヨウ	神奈川県川崎市	普通株式	43,336	0.24%
合計			15,826,708	86.94%

(注) 1 募集前の所有株式数及び持株比率は、2025年6月30日現在における発行済株式総数を基準としている（効力発生日を2025年10月28日とする株式分割（1株につき10株の比率）実施前）。

2 * 最終的な受益者である株主。

ヘ 大規模な第三者割当の必要性

該当事項なし

ト 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項なし

チ その他参考になる事項

最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

		2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
売上高	千米ドル 百万円	2,298 (360)	2,348 (368)	1,822 (285)
営業利益 / 損失 ()	千米ドル 百万円	2,274 (356)	2,604 (408)	2,631 (412)
経常利益 / 損失 ()	千米ドル 百万円	2,366 (371)	3,183 (498)	3,414 (535)
当期純利益 /損失()	千米ドル 百万円	2,373 (372)	3,180 (498)	3,416 (535)
1株当たり当期純利益 /損失()	米ドル 円	0.04 (6.27)	0.02 (3.13)	0.57 (89.28)
1株当たり配当金	米ドル 円	- -	- -	- -
1株当たり純資産	米ドル 円	0.04 (6.27)	0.01 (1.57)	0.84 (131.57)

(注) 「円」で表示されている金額は、2025年11月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1米ドル=156.63円で換算された金額である。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2025年12月10日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数 (普通株式及び優先株式)	182,035,577.63 株	100%
現時点の行使価額 における潜在株式数	-	- %

(3) 最近の株価の状況

最近3年間の状況（円）

	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
始 値	44*	24*	9*
高 値	54*	30*	4,840
安 値	20*	2*	3*
終 値	22*	9*	1,190

* 効力発生日を2024年3月27日とする100株につき1株の比率の株式併合前の株価。

最近6か月間の状況（円）

	2025年 6月	2025年 7月	2025年 8月	2025年 9月	2025年 10月	2025年 11月
始 値	478	1,110	1,380	1,167	111.9*	121*
高 値	1,889	1,777	1,390	1,429	183.0*	133*
安 値	409	965	1,054	1,016	110.4*	98*
終 値	1,140	1,390	1,227	1,090	121.0*	105*

* 効力発生日を2025年10月28日とする1株につき10株の比率の株式分割後の株価。

発行決議日前営業日における株価（円）

	2025年12月9日
始 値	85*
高 値	89*
安 値	78*
終 値	85*

* 効力発生日を2025年10月28日とする1株につき10株の比率の株式分割後の株価。

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当によるA種転換劣後株式の発行

(決議日2022年11月2日)

発行期日	2022年12月22日
調達資金の額	521,175千円（差引手取概算額）
発行価額	A種転換劣後株式1株当たり36円（注）
転換条件	<p>発行日から4ヶ月経過した後、割当予定先は、取締役会の承認を得ることを条件として、本転換劣後株式の全て又は一部を普通株式に転換する権利を有する。取締役会は当該転換を不当に拒否してはならない。</p> <p>当初転換割合：</p> <ul style="list-style-type: none"> 当初転換割合は、本転換劣後株1株につき普通株式12株の1対12とする。 本株主総会から1ヶ月以内に10取引日連続して当社普通株式の終値が28円（取締役会決議の直前取引日の終値）から20%より大きく下落した場合、転換割合は、1対12から1対6に変更し、本転換劣後株式の保有者は、本転換劣後株式（及び本転換劣後株式の転換により取得した普通株式）を、本転換劣後株式の発行日から7年間は譲渡又は売却できないものとする。 2022年12月21日開催の定時株主総会から、5日以内に当社普通株式の終値が3円以下となった場合、転換割合は、1対12から1対3に変更する。
割当先	Lai Man Kon氏
募集時における発行済株式数	60,560,057.79株（注）
当該募集による潜在株式数	普通株式180,000,000株（注）
現時点における転換状況	全てのA種転換劣後株式15,000,000株転換済（注）
現時点における潜在株式数	なし
発行時における当初の資金使途	Fame Richの持分30%の取得又は不動産への投資：387百万円 運転資金：133百万円
発行時における支出予定時期	2022年12月～2023年12月 2022年12月～2023年6月
現時点における充当状況	上記使途に充当した。

(注) 効力発生日を2024年3月27日とする100株につき1株の比率の株式併合前、及び効力発生日を2025年10月28日とする1株につき10株の比率の株式分割前の数字・価額。

第三者割当（デット・エクイティ・スワップ、DES）による新株式及び新株予約権の発行
(決議日2024年2月19日)

発行期日	2024年4月30日
調達資金の額	新株式及び新株予約権の発行：300百万円（全てDESの払込の方法による。） 新株予約権の行使：2,337,805千円（差引手取概算額）
発行価額	新株式：1株につき360.4円（注） 新株予約権：1個につき7.1円（注）
行使価額	新株予約権：1個につき360.4円（注）
行使条件	当社普通株式の終値が400円（注）（取締役会決議の直前取引日の終値）より、一度でも25%以上、上昇した場合、本新株予約権を行使できるものとする。
割当先	レン・イー・ハン氏
募集時における発行済株式数	2,405,600.58株（注）
当該募集による潜在株式数	普通株式、6,495,500株（注）
現時点における行使状況	全て普通株式、6,495,500株に行使済（注）
現時点における潜在株式数	0株（注）
発行時における当初の資金使途	Fame Richの持分30%の対価の支払： 1,023,370千円 Lian Yih Hann氏からの債務の支払： 156,013千円 運転資金： 732,932千円 投資目的での不動産の取得及び企業・事業等への投資： 425,490千円
発行時における支出予定時期	2024年5月～2024年12月 2024年5月～2024年12月 2024年5月～2025年12月 2024年5月～2025年12月
現時点における充当状況	2024年12月5日付開示資料「新株予約権の資金使途変更に関するお知らせ」に記載の上記使途に現在充当中である。

（注）効力発生日を2024年3月27日とする100株につき1株の比率の株式併合後、及び効力発生日を2025年10月28日とする1株につき10株の比率の株式分割前の数字・価額。

第三者割当（デット・エクイティ・スワップ、DES）による新株式の発行

(決議日2024年6月28日)

発行期日	2024年9月13日
発行新株式数	普通株式 8,600,000株
発行価額	1株につき46.5円
調達資金の額	399,900,000円 全てDESの払込の方法による。
割当先	レン・イー・ハン氏
現物出資財産の内容及び価額	現物出資財産の対象となるのは、下記のとおりである。 レン氏よりFame Rich Enterprises Limitedの株式30%を取得した対価の未払金52,685,381香港ドル（1,019,988,972円*）及びその利息98千香港ドル（1,900千円*）（2024年9月13日時点）のうち、399,900,000円。 (注) *を付して「円」で表示されている金額は、Fame Richの30%を取得する際に、当社及びレン氏との間で合意した為替レート1香港ドル=19.36円を使用している。

(注) 効力発生日を2024年3月27日とする100株につき1株の比率の株式併合後、及び効力発生日を2025年10月28日とする1株につき10株の比率の株式分割前の数字・価額。

以上